

補助対象要件

補助要件	<p>次の各号のすべてに該当するものとする。</p> <p>(1) 当該店舗又は事業所の所在する商店街団体等の構成員として承認を受け、その活動に参加すること。ただし、商店街団体等が組織されていない区域にあっては、上山市商工会に加入すること。</p> <p>(2) 第5条の交付申請を行う前に事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）に関し、上山市商工会の経営指導を受け承認を得るとともに、開店後1年間は毎月経営指導を受けること。</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業でないこと。</p> <p>(4) フランチャイズ加盟小売店又は大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗でないこと。</p> <p>(5) 市税等の滞納がないこと。</p> <p>(6) 開業後2年以上事業を継続すること。</p>
------	--